

令和7年3月31日

泉佐野市監査委員 竹野 裕一
同 向江 英雄

監査結果報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定により、下記のとおり監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を提出する。

記

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第2項の規定による行政監査及び同条第4項の規定による定期監査

2 対象部課

市長公室 【秘書課、政策推進課、行財政管理課】
成長戦略室【ふるさと創生課、おもてなし課】

3 対象期間

令和6年度（令和6年4月1日から令和6年10月31日まで）
ただし、必要に応じて他年度を含む。

4 実施期間

令和6年12月2日から令和7年2月28日まで

5 監査の実施方法

監査対象部課の財務に関する事務の執行が、関係法令及び条例規則等の規定に基づき適正に執行されているか、また、公正で合理的かつ効果的に事業が運営されているかという点に留意し、併せて、事務の執行が地方自治法第2条第14項及び第16項の規定に則ってなされているかという点に留意し、監査資料の提出を求めるとともに、関係帳簿等の実査及び提出資料に基づく監査対象部課職員からの説明聴取により監査を実施した。

6 監査の着眼点

今回の監査を実施するに当たり、財務に関する事務の執行及び事業の運営に関する内容について、以下の項目に着眼して実施した。

(1) 文書の管理について

簿冊の保管、特に個人情報記載文書の保管が適切に行われているか。

(2) 公印の管理について

公印の保管及び管守が適切に行われているか。

(3) 現金等（公金）の保管について

現金及び切手等の保管が適切に行われているか。

(4) 収入及び支出事務について

① 収納又は徴収が適切に行われているか。

② 未収金の滞納整理が適切に行われているか。

③ 資金前渡の精算が適切に行われているか。

(5) 旅費について

① 出張命令簿への記入漏れや押印漏れ等の不備はないか。

② 旅費の支給されない公用車使用による場合でも出張命令簿に記載されているか。

③ 旅費の精算が適切に行われているか。

(6) 備品の管理について

備品台帳等により適切に管理が行われているか。

(7) 建設工事について

- ① 契約に係る起案、契約手続、請求及び支出等が適正に処理されているか、また、契約内容と金額が妥当であるか。
- ② 業者選定方法は妥当であるか。
- ③ 日付の不備（漏れ、鉛筆書き、矛盾）や押印漏れ等がないか。
- ④ 関係書類が適正に作成、整理され、簿冊に保管されているか。

(8) 契約事務について

- ① 委託契約及び賃貸借契約に係る起案、契約手続、請求及び支出等が適正に処理されているか、また、契約内容と金額が妥当であるか。
- ② 業者選定方法は妥当であるか。
- ③ 随意契約理由は妥当であるか。
- ④ 日付の不備（漏れ、鉛筆書き、矛盾）や押印漏れ等がないか。
- ⑤ 契約関係書類が適正に作成、整理され、簿冊に保管されているか。

(9) 附属機関等について

法令又は条例に基づき設置され、適切に運営されているか。

(10) 報償費について

謝金等の金額は妥当であるか。

(11) 補助金・交付金等の交付について

- ① 交付要綱、要領等が適正に整備されているか。
- ② 目的及び補助額が適切に設定されているか。
- ③ 交付申請から交付までの事務手続が要綱及び要領に基づき適正に行われているか。

(12) 負担金等の支出について

支出目的及び負担額の計算方法が適切に設定されているか。

(13) 行政財産目的外使用許可及び公有財産貸借について

- ① 目的及び使用料が適切に設定されているか。
- ② 申請及び許可等の事務処理が適正に行われているか。

(14) 公金外現金の取扱いについて

- ① 取扱い方法等について、要綱等により整理されているか。
- ② 現金の取扱いについて、通帳、印鑑及び現金の保管が適正に行われているか。

(15) 特定事務の状況について

法令等に基づき適切に執行されているか。

7 監査の対象事務

(1) 秘書課

- ① 文書の管理について
- ② 公印の管理について
- ③ 現金等（公金）の保管について
- ④ 収入及び支出事務について
- ⑤ 旅費について
- ⑥ 備品管理について
- ⑦ 負担金等の支出について
- ⑧ 特定事務の状況について

(2) 政策推進課

- ① 文書の管理について
- ② 公印の管理について
- ③ 現金等（公金）の保管について
- ④ 収入及び支出事務について
- ⑤ 旅費について
- ⑥ 建設工事について
- ⑦ 契約事務について
- ⑧ 附属機関等について
- ⑨ 報償費執行状況について
- ⑩ 補助金・交付金等の交付について
- ⑪ 負担金等の支出について
- ⑫ 行政財産目的外使用許可及び公有財産貸借について
- ⑬ 特定事務の状況について

(3) 行財政管理課

- ① 文書の管理について
- ② 公印の管理について
- ③ 現金等（公金）の保管について
- ④ 収入及び支出事務について
- ⑤ 旅費について
- ⑥ 契約事務について
- ⑦ 附属機関等について
- ⑧ 報償費執行状況について
- ⑨ 特定事務の状況について

(4) ふるさと創生課

- ① 文書の管理について
- ② 公印の管理について
- ③ 現金等（公金）の保管について
- ④ 収入及び支出事務について
- ⑤ 旅費について
- ⑥ 契約事務について
- ⑦ 附属機関等について
- ⑧ 報償費執行状況について
- ⑨ 特定事務の状況について

(5) おもてなし課

- ① 文書の管理について
- ② 公印の管理について
- ③ 現金等（公金）の保管について
- ④ 収入及び支出事務について
- ⑤ 旅費について
- ⑥ 備品管理について
- ⑦ 建設工事について
- ⑧ 契約事務について
- ⑨ 報償費執行状況について
- ⑩ 補助金・交付金等の交付について
- ⑪ 負担金等の支出について
- ⑫ 行政財産目的外使用許可及び公有財産貸借について
- ⑬ 特定事務の状況について

第2 監査の結果

監査の着眼点に基づき、各課の財務に関する事務の執行及び事務事業の運営について監査を実施した結果は、次のとおりである。

1 秘書課

秘書課については、市長をはじめとする特別職の業務の円滑な遂行、市内外の団体・自治体等との様々な調整業務、栄典に係る申請等の表彰事業などを行っている。財務に関する事務の執行については、一部記載漏れ等の軽微な指摘事項はあったものの、概ね適正に処理されていた。交際費については、市ホームページで詳細に公開し、透明性の確保に向け取り組まれていた。

2 政策推進課

政策推進課については、総合計画の推進、情報政策、統計事務、文化振興及び総合文化センター等の維持管理、地方分権について等、市政の企画、調査及び総合調整についての業務は幅広く多岐にわたっているが、財務に関する事務の執行については、いずれも概ね適正に処理されていた。

また、令和6年度から第5次総合計画後期基本計画がスタートし、各施策の実現に向けたイベントや補助事業等を実施されている。これらの各事業については、要綱等が整備され、契約等についても内訳が明らかであり適正に執行されていた。

なかでも、まちづくり推進事業等のイベントの実施等については、必要経費を精査し適正な運営をすることは勿論、事業終了後は、確実な履行の確認と結果の分析を行い、事業の成果を今後に生かしていただきたい。

3 行財政管理課

行財政管理課については、予算の編成及び執行、決算統計の作成及び分析等の業務を担当しており、財務に関する事務の執行については、概ね適正に処理されていた。

特に、令和2年度からの中期財政運営方針が最終年度を迎える中、これまでの健全化の取り組みにより、地方債残高や実質公債費比率をはじめとした数値目標を達成された。本市の財政構造においては高水準の公債費負担が続いており、来年度以降の新たな中期財政運営方針に基づき、持続可能な財政基盤の確立に向けて引き続きご尽力いただきたい。

4 ふるさと創生課

ふるさと創生課については、ふるさと応援寄附金事業等を実施されており、財務に関する事務の執行については概ね適正に処理されていた。

商品開発・販路拡大等補助金「#ふるさと納税3.0」等をはじめとした精力的な取り組みにより、令和5年度におけるふるさと応援寄附金額が約175億円となり、さらに、令和6年度においても、2月時点で既に昨年度の実績を上回る成果を上げられている。また、累積寄附金額は、日本一となっている。

今後も、さまざまなアイデア力を生かしていただき、市民サービスの向上、地域振興につなげていただきたい。

5 おもてなし課

おもてなし課については、りんくうアイスパーク、あさひ貸貸りんくうステージ、eスポーツ等によるりんくうタウンエリアの活性化、企業版ふるさと納税、企業誘致、MICE推進等、シティプロモーションに関する事業等を幅広く展開されている。

財務に関する事務の執行については、概ね適正に処理されていた。

今後のりんくうアイスパークの運営等については、より透明性の高い事業の実施に留意されたい。

また、「まるかじり JAPAN」等の大阪・関西万博関連の事業等が多数計画されているが、委託事業や、補助事業等においては、公正な業者選定及び業務内容と必要経費の精査、事

業完了後の費用対効果の検証等、引き続き適正な執行にご尽力いただきたい。

第3 意見

今回の監査対象である秘書課、政策推進課、行財政管理課、ふるさと創生課、おもてなし課の監査結果については、書類作成上の軽微な指摘事項が若干見られたものの、概ね適正に行われていた。

内部統制の導入から3年余りが経過し、書類作成上の軽微な不備は以前と比較し、かなり減少しているが、今後とも決裁時におけるチェック体制の強化を継続されたい。